

令和3年第11回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和3年11月25日(木)
開 会 午前9時00分 閉 会 午前9時17分
- 2 場 所 羽咋市役所203会議室
- 3 出席委員(10人)
①岩城 一成 ④徳和 己嗣 ⑤松生 朋広 ⑥澤田 稔
⑦山本 泰夫 ⑧高田外喜子 ⑨山上 克秀 ⑩四飯弥志宣
⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員(2人)
②屋後 浩幸 ③糺田 幸雄
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(3人)
⑬岡田 耕一 ⑭南 邦夫 ⑮稲農 幹夫
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(8人)
⑯榊谷 武史 ⑰岡田 信夫 ⑱村田 清二 ⑲森田 三男
⑳悦永 秀雄 ㉑芝田 俊幸 ㉒三宅 一徳 ㉓瀬戸 明
- 7 事務局員 清水事務局長、後石原次長
- 8 付議案件
 - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - (2) 農用地利用集積計画について
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 9 議事録署名委員 4番 徳和委員 5番 松生委員
- 10 会議の結果
議案2件、報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 それでは、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。
本日、2番、屋後委員、3番、糺田委員から欠席される旨の連絡を受けております。
ただいまの出席委員は10名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき在任委員12人の過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。
それでは、会長、ご挨拶お願いいたします。
議 長 (挨拶)
事務局長 どうもありがとうございました。
それでは、本日の議件についてご案内いたします。
 - ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - ・議案第2号 農用地利用集積計画について
 - ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてとなっております。
なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をよろしくお

願いたします。

議 長

では、ただいまから会議を開きます。

本日の議事録署名員に、4番 徳和委員、5番 松生委員を指名します。
よろしく申し上げます。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局

それでは、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。

整理番号1番、申請地につきましては〇〇町の田8筆で、面積の合計は3,863㎡となっております。

位置図につきましては3ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては議案書に記載のとおりとなっております。

譲受人の申請事由といたしましては、経営規模の拡大で、売買による所有権の移転となっております。

譲受人の経営面積につきましては95アールで、当該地区の下限面積の要件10アールを満たしております。

続いて、整理番号2番、申請地につきましては〇〇町の田3筆で、面積の合計は3,486㎡となっております。

位置図につきましては、4ページのほうをご覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

譲受人の申請事由といたしましては経営規模の拡大で、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は627アールで、当該地区の下限面積の要件30アールを満たしております。

続いて、整理番号3番です。

申請地につきましては〇〇町の田2筆で、面積の合計は6,131㎡となっております。

位置図につきましては、5ページのほうをご覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては議案書に記載のとおりとなっております。

譲受人の申請事由といたしまして経営規模の拡大で、売買による所有権移転となっております。こちらの方は家族経営でとなっておりますので。

また、譲受人の経営面積は2,200アールで、当該地区の下限面積の要件30アールを満たしております。こちらのほうは、先ほど言った家族経営で行っております。

続いて、整理番号4番についてでございます。

申請地につきましては、〇〇町の田1筆で、面積は838㎡となっております。

ます。

位置図につきましては、6ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

譲受人の申請事由は経営規模の拡大で、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は201アールで、当該地区の下限面積の要件10アールを満たしております。

以上です。

議長

ありがとうございます。

引き続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員

譲渡人、譲受人の双方に話を聞いたところ、譲受人が現在作っている田んぼの周辺ということで、経営規模の拡大のために売買して、所有権を移転するとのことでした。

なお、現地においても、来年、再来年と圃場整備の計画の予定なので、問題ないと思います。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

次に、整理番号3番、〇〇委員さん。

担当委員

調査の結果、特に問題がないことを報告いたします。

議長

整理番号2番、4番、事務局よりお願いします。

事務局

整理番号2番につきましては、〇〇委員から連絡があり、特に問題はないという旨を伝えております。

整理番号4番につきましても、〇〇委員から連絡があり、特に問題はないということを伝えております。

以上です。

議長

4件とも担当委員さんにご異議なしということですが、何かご意見ございませんか。

全委員

なし。

議長

なければ、「議案第1号」は原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

では、異議なしと認め、「議案第1号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、「議案第2号 農用地利用集積計画について」でございます。議案書の7ページからご覧ください。

利用権設定の概要につきましては、議案書9ページのほうをご覧ください。

今回は、田76筆の設定があり、合計面積では163,000㎡となっております。

す。

権利設定期間別に見ますと、5年が10筆で23,960㎡、10年が66筆で139,040㎡となっております。

申請件数につきましては、貸し手農家が32件、借り手農家が18件となっております。

また、各筆明細の一覧につきましては、議案書10ページから13ページに記載されておりますので、ご覧になってください。

申請件数につきましては32件で、新規設定が40筆、再設定が36筆となっております。

なお、議案書13ページ、No.27からNo.32につきましては、農地中間管理機構を利用した集積計画一括方式による設定となっております。

全ての案件が農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま「議案第2号」について事務局より説明がございました。何かこの件についてご意見ございませんか。

委員 1つちょっと質問。大した質問じゃないんですけど。

11ページのナンバーで言うと12、13、14、借受人の方なんですけど、氏名のところ、これ、この方、何とか分、何とかさんになっているんですけども、この表現はこれでよろしいのでしょうか。

事務局 相続されてない分。

委員 いや、借りる方。右側の借りて耕作される方なんで、相続というか、実際おいでないと事業できないんで、何か相続、今言われた相続の関係があつてこんなになっているんかどうか。

事務局 ○○さんですか、こちらの方はまだ相続されておらずで、耕作者のほうが○○さんとなっております。

議長 再設定。前、こういう契約で、再設定やね。

事務局 そうです。再設定です。

議長 だから、前はこういう契約で、○○さんが亡くなったもんで。

委員 ○○さんが亡くなった。

議長 亡くなってんろ。

事務局 はい。

委員 そうすると、前の段階では、○○さんと○○さんが借りておいでたわけや。こんな話なんか。

事務局 はい。そういうふうに設定されておるって聞いていますけれども。

委員 ほんで、今は何で変えてない理由というのはあるんですか。

事務局 いや、それにつきましてはちょっとこちらのほうでは。

委員 だけど、亡くなっておいでりゃ。

事務局 一応利用権設定を出した場合に、こういった形で申請を出してきておりますので。

委員 それでいいんですかね。

事務局 こちらももう一度確認しておきます。

委員 要は、書き方の問題言うとなんか。その書き方の問題。そういうふうになっておられるから。

事務局長 すんなり〇〇にならんのかということですね。

委員 〇〇という形で修正が出とらんでないかということと言うとらんで。

事務局 うん、分かりました。こちらのほうもう一度確認しておきます。

事務局長 設定自体には何も問題はないんですが、ただ表現の仕方として〇〇分というのになっているというのは少しすんなりと〇〇さんに設定するべきではなかったかということだと思いますので。

委員 そういうことや。

議長 次回までに調べてまた、次回の委員会に報告をお願いします。ほかにご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、原案どおり承認することに決定いたします。次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。

議案書14ページのほうをご覧ください。

解約される農地につきましては10筆で、対象地、貸付人、借受人及び解約の概要につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

なお、No.1につきましては議案第1号について、農地を売買することから、これまでの権利設定を解約するものとなっております。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。何かご意見があればお願いしたいと思いますけれども。「報告第1号」について何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「報告第1号」は報告どおり承認することに決定いたします。以上で本日の全議案の審議が終了しました。

ご意見がなければ、その他の案件に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、議案審議を閉会いたします。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人